

アシスト多賀城会員会則

第1条（名称）

当施設は アシスト多賀城 と称する。（以下、本クラブという）

第2条（所在地）

宮城県多賀城市八幡 4-7-63

第3条（目的）

会員が本クラブの施設を利用して心身の健康維持管理をはかることに協力する。

第4条（運営管理）

本クラブの運営管理は、レックス総研(有)（東京都世田谷区世田谷 1-30-16）が行う。

第5条（会員）

本クラブ会則及び施設利用規定などクラブの定めた事項を承諾し、所定の入会手続きを完了した者をいう。

第6条（会員資格対象者）

- ・フィットネス会員は原則として16歳以上とする。
ただし、幼児・児童スイミングスクールは0歳児（生後6ヶ月以上）から対象者とする。
- ・健康に特別異常がなく、自己管理能力のある者。（妊娠している方は入会できません。）
- ・刺青(タトゥー)者は入会できない。また入会後に判明した場合も退会とする。
- ・会費未納により会員資格を失った者の再入会は認めない。
- ・会員が死亡した場合は会員資格を失う。

第7条（会員証）

会員がクラブを利用するときは、本クラブの発行した会員証を提示する。

第8条（会費などの支払い）

- ・入会金、月会費は別紙（会員種別）に定める金額を支払う。
- ・会費は前納制とする。
- ・会費の納入は金融機関の口座自動振替を原則とする。指定口座より毎月26日に翌月分が自動引き落としとなる。
- ・一旦納入された諸会費は理由の如何にかかわらず返還しない。

第9条（諸手続き）

- ・休会、変更手続きなどは、前月の10日までに所定の用紙によりフロント受付窓口にて届け出ること。

休会費 ： 1ヶ月 1,050 円

変更費 ： 525 円

会員証再発行 ： 525 円

- 退会される場合、会員証ご持参の上、当月 10 日（10 日が休館日の場合は 9 日）までにフロント受付窓口にて手続きのこと。

- ・ 本会則に違反する行為があったとき。
- ・ 所定の会費を納入しないとき。休会などの申出をせずに会費を滞納した時は、継続の意思の有無に関わらず、滞納3カ月を以って退会とする。但し、未納会費は清算のこと。
- ・ 故意にクラブの施設などを破損し、クラブの秩序を乱したとき。

本クラブの会員以外は、原則として施設利用できない。ただし、クラブが認めたときはその限りではない。

- ・指導員管理下での不慮の事故は、クラブの誠意のもとその責任を取る。ただし管理外と思われる事故には、一切の責任を負わない。

- ・ 会員の施設利用の範囲、及び時間帯は別表（会員種別表）に定める。
- ・ スイミングスクール（キッズダンス）の開講内容は年間授業カレンダーによる。
- ・ やむを得ない理由により、全施設又は一部の使用を廃止や制限することがある。

- ・毎週火曜日
- ・夏季、冬季、メンテナンス休館日（年予定カレンダーに提示）
- ・スイミングスクール（キッズビクス）は年間授業カレンダーによる。
- ・やむをえない理由により臨時休館する場合がある。

本会則は本クラブが必要に応じて改正変更することができ、その効力はすべての会員におよぶ。